

◎佐賀県条例第44号

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

佐賀県職員特殊勤務手当支給条例（昭和41年佐賀県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき<u>600円</u>を超えてはならない。</p>	<p>(社会福祉業務手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき<u>950円</u>を超えてはならない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。